

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第十報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 県内 (島根県ホームページより 9月24日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	124人	0人
出雲市	9人	0人
雲南市	3人	0人
益田市	1人	0人
浜田市	1人	0人
合計	138人	0人

※入院中1人

(2) 国内及び世界 (厚生労働省「報道発表資料」より 9月24日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	79,768人	1,512人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (187の国・地域)	31,388,472人	967,675人
合 計	31,468,952人	969,200人

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (計16回開催)

※参考：これまでの開催状況

- ①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置 (1月30日) (計3回開催)
- ②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (3月4日)
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行 (4月7日)
- ④新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の廃止 (5月25日)

緊急事態宣言の全面解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

(4月16日、4月25日、4月30日、5月7日、5月20日、6月2日、6月12日、7月15日、7月27日、8月24日、9月4日)

②市長メッセージの発出

(4月8日、4月10日、4月14日、4月20日、4月25日、4月27日、5月15日、5月28日、6月19日、7月15日、7月28日、8月10日、8月14日)

③各広報媒体での周知

(市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送)

④関係団体等への情報提供、注意喚起

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

(9月17日現在)

相談内容	相談窓口	相談件数	
		～8/24	8/25～
新型コロナウイルスに関する健康一般相談	健康増進課	686件	12件
特別定額給付金に関すること	特別定額給付金本部	約9,029件	10件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	37件	0件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	321件	3件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	349件	0件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	42件	0件
雇用に関すること	産業政策課	25件	0件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	1,210件	398件
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収猶予等の相談	収納課 保険年金課 高齢者福祉課	473件	101件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	29件	2件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	22件	0件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	6件	0件
その他(防災安全課、各行政センター等)		353件	4件
合計		約12,582件	530件

※8/25～：新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について(第九報)の報告以降

※一般相談窓口の開設曜日・時間

4月10日～4月24日：	平日	8:30～17:00
4月26日～5月17日：	土日休日含む	〃 ～20:00
5月18日～7月14日：	平日	〃 ～17:00
7月15日～8月16日：	土日休日含む	〃 ～20:00
8月17日～現在：	平日	〃 ～17:00

(4) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・昼休みなどに来庁している業者の入庁制限の実施
- ・職員等に対し、感染防止策(マスク着用の義務化、手洗いの徹底)、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ(COCOA)の導入、業務後の多人数での会食や飲み会の自粛

(5) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の見直し (9月19日～)

時期	区分	収容率		人数上限
見直し前 7/10～ 9/18	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔を確保 (できれば2m)		
見直し後 9/19～ 11/30	イベント 類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		100%以内 〔席がない場合は適切な間隔〕	50%以内 〔席がない場合は十分な間隔〕	

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 (両方の条件を満たす必要)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦踊等	キャラクターショー、親子会公演等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	

(6) 出雲市防災訓練（9月1日実施）の対応

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年よりも規模を縮小して実施
- ・避難所設置訓練については、感染症対策を講じた、避難所の設置、避難者の受入れ、運営等の訓練を実施

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計） (単位：千円)

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計） (単位：千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
【第2弾】 5月補正 (第2回)	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ICT教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	1,000,000	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400

		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業	286,000
		⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
		⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15,000
		⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
【第4弾】 7月補正 (第5回)	2,000,000	①地域商業等再起支援事業 (追加)	600,000
		②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業 (追加)	270,000
		③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
		④各種児童福祉施設管理運営費	98,000
		⑤生活資金支援給付金事業 (追加)	36,000
		⑥ICT教育環境整備事業 (追加)	464,000
		⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
		⑧学校図書館活用事業	15,000
		⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生 用品等の購入費 (追加)	45,400
		⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
		⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
【第5弾】 9月補正 (第7回) (案)	400,000	①一畑電車活性化事業	53,400
		②出雲生活バスサービス事業	77,150
		③出雲空港整備利用促進事業	3,350
		④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
		⑤修学旅行費支援事業	18,000
		⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援 協力金事業	131,700
		⑦乳幼児健康診査事業	2,900
		⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 啓発事業	9,500
		⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立 (追加)	4,000

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第5弾】 9月補正 (第1回) (案)	8,000	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

(2) 各種支援事業の給付状況等

(9月17日現在 金額単位:円 執行率:%)

事業名	事業開始日	件数	金額	予算執行率
特別定額給付金事業	5月7日	66,931	17,463,200,000	99.9
子育て世帯臨時特別給付金事業	6月1日	13,518	238,340,000 (9月末支払予定含む)	95.34
住居確保給付金	平成27年 4月1日	24	2,926,600	88.2
ひとり親世帯等臨時給付金(市制度)	7月8日	1,227	80,980,000	95.27
ひとり親世帯等臨時給付金(国制度)	8月3日	1,907	119,790,000 (9月末支払予定含む)	50.65
生活資金支援給付金	5月26日	643	49,360,000	81.4
住居確保困難者支援給付金	5月26日	22	1,980,000	73.3
傷病手当金	5月12日	0	0	-
徴収猶予(個人)	5月14日	45	6,495,691	-
徴収猶予(法人)	5月14日	49	105,333,100	-
水道料金・下水道使用料の支払猶予	5月1日	29	406,350	-
市営住宅家賃の減免	5月21日	4	96,900	-
国民健康保険料の減免	6月18日	74	20,241,829	-

後期高齢者医療保険料の減免	5月1日	0	0	-
介護保険料の減免	6月18日	36	2,953,042	-
就学援助事業（昼食費補助）	6月1日	1,728	13,771,000	100
出雲市中小企業等緊急支援給付金	5月26日	2,787	374,200,000	45.1
出雲市中小企業信用保証料補助金	4月1日	95	12,527,411	44.7
地域商業等再起支援事業補助金	6月15日	843	421,004,000	60.1
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	5月26日	11	7,000,000	70.0
農林水産物販売活動支援補助金	5月26日	6	3,066,000	61.3
タクシー事業者等特別支援給付金	7月1日	16	20,750,000	100
宿泊施設特別支援給付金	7月1日	54	42,900,000	77.4
出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	8月7日	申込組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000	食事券発行率 100.0
観光業応援クーポン発行事業	8月1日	配付組数 32,020	宿泊者向け配付金額 96,060,000	配付率 64.0
妊産婦支援給付金事業	6月30日	1,592	31,840,000 ※上記支払は9月末予定	69.2

（3）新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6月1日～）

（9月17日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	58	3,902,106

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況【利用率は全体的に低減】(9/18 現在) <ul style="list-style-type: none"> (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 現在3往復運航 大阪線 現在2往復運航 福岡線・隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中 神戸線 運休 (2)JR：通常どおり運行中 (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事業を徐々に再開。コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 (アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 【市内の私立高校・中学】 <ul style="list-style-type: none"> ・出雲北陵高校、中学校：引き続き、手洗い、マスク等の対策を徹底する。 ・出雲西高校：引き続き、手洗い、マスク等の対策を徹底する。 【市内の専門学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校：実習を控えている学生には、2週間前から、県外及び隠岐地域への帰省や旅行等を禁止している。 ・コアカレッジ出雲：手洗い、マスク、3密を避ける等の対策を徹底する。 ・出雲医療看護専門学校：実習を控えている学生には、帰省や旅行等を禁止し、毎日の健康観察とその報告を義務付けている。オンライン授業としていたが、8月31日からは通常（対面授業）中心に移行した。 【市内の大学】 <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学医学部：実習生以外の校内立ち入り禁止を継続中で、オンライン授業が中心である。対面による授業（講義・実習・実験・演習等）については、授業前10日間を自宅待機による健康観察期間とし、健康チェックを行うほか、他者との接触も極力控えるよう指導している。 帰省等で国内移動をする際は、事前に移動届の提出を義務付けている。学校が指定する「感染警戒地域（9月11日現在、7都府県）」に滞在した場合は、帰県後10日間は自宅待機し健康観察を行う。 ・島根県立大学出雲キャンパス：帰省や旅行等をする際は、事前に移動予定を提出し、理由・期間・移動先を報告する。実習を控えている学生には、2週間前から自宅待機をさせ、毎日の健康観察と感染症対策を徹底させる。

	<p>学校が指定する「特別感染警戒地域（9月13日現在、13都府県）に滞在した場合は、帰県後2週間は自宅待機し健康観察を行った後登校する。その間はアルバイトも禁止し、他者との接触を極力控える。</p>
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜納税相談の状況 8月2日（相談者：5名） 9月6日（相談者：3名） （4月5日、5月10日、6月7日、7月5日は中止）
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に休業している福祉サービス提供事業所 なし（9/17時点） ・自主的に休業している介護保険サービス事業所 1法人1事業所（9/17時点） ・緊急小口資金（特例）申請数510件（9/17時点） ・総合支援資金（特例）申請数227件（9/17時点） ・住居確保給付金 申請数24件（9/17時点） ・「通いの場（91団体）」について、7団体が活動を自粛中（9/17時点）
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの状況：5月18日から全て通常通りに再開 ・子育て支援センターでの各種イベントは、感染防止に配慮しながら、9月以降順次再開
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が22件あった。 ・市立図書館全館では、4月20日から5月31日まで、一部のサービスについて利用制限を実施し、6月1日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。 ・出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館は、利用制限していた体験コーナーなどの施設・サービスを7月6日から一部を除き再開した。
経済環境部	<p>(1) 観光客、宿泊施設への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 前年比約5割。 ・7月 4連休の影響もあり、前年比約8割まで回復。 ・8月 今夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあり、前年比約6～7割程度。 ・9月 中旬まで、8月と同水準で推移。 <p>(2) 経済産業界への影響</p> <p>① 市内経済の全体概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ショッピングセンターでは、8月と同様に9月の売上も前年比15%減となっている事業者がある。一方、ホームセンターでは、9月は8月までの売上増の勢いがなく、前年比6～7割程度となっている事業者がある。ただし、昨年9月は消費増税直前の駆け込み需要があり、単純比較はできないとのことである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食業では、9月の売上について、昼は前年よりも良いが、夜は依然として厳しい状況にあり、夜で前年比7割程度という店舗がある。 ・飲食店、旅館、ホテル等に納入している食料品卸売業においては、9月の売上が前年比7割程度。7月は前年比75%程度まで回復したが、8月は松江でのクラスター発生の影響もあって前年比55%まで落ち込んだ事業者がある。 ・自動車関連を含め、製造業においては、低下していた操業度が持ち直しつつある。 ・住宅建築工事を請負う建設業においては、9月の売上が前年比7割程度であるが、このまま感染が広がらなければ前年並みに戻ると見込む事業者がある。 <p>② 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月の有効求人倍率は、1.17で前月(1.15)から微増したが、前年同月比では0.34ポイント下回っている。 ・7月の人員解雇数は、8事業所31人で5か月連続で20人を超えている。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、2月まで「引き続き改善している」とされていたところ、3月には「改善の動きが弱まっている」となり、4月以降は「注意を要する状況にある」とされる判断が続いている。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格が下落していたが、回復傾向(枝肉、子牛、生乳) ・切花の需要減少により、価格低下が続いていたが、回復傾向 ・木材価格や製紙用チップ、合板用原木の出荷量が低迷。 ・住宅見学会の開催などの営業活動を縮小している事業者がいる。 ・県外での木材の取引を自粛している事業者がいる。 ・魚価は回復傾向
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための相談窓口開設…相談なし ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの相談(工期延期、資材調達等)…相談なし
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、運動会等各種行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の活動について 災害活動、車両・ポンプ点検、警戒巡回、必要と認める会議及び部・分団単位での訓練を実施する。 その他の活動については、方面隊長及び分団長と協議する。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計42回開催（9月23日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計9回開催（9月23日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（3月14日）
- ②緊急事態宣言の発令（4月7日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更（4月16日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県
 - ・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ④緊急事態宣言の延長（5月4日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県（変更なし）
 - ・特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
- ⑤緊急事態宣言の区域変更（5月14日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県
 - ・特定警戒都道府県：上記8都道府県
- ⑥緊急事態宣言の区域変更（5月21日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県
 - ・特定警戒都道府県：上記5都道府県
- ⑦緊急事態宣言の解除（5月25日）
- ⑧基本的対処方針の決定（3月28日）
- ⑨基本的対処方針の変更（4月7日、11日、16日、4日、5月14日、21日、25日）

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定（2月1日）
- ④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
- ⑤クラスター対策班の設置（2月25日）
- ⑥全国クラスターマップの公表（3月15日）

⑦マスク対策

- ・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3月15日）
- ・国によるマスクの緊急配布：介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等

⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援

⑨検査体制の強化

- ・PCR検査の保険適用（3月6日）、PCR検査設備の民間等への導入支援
- ・唾液を用いたPCR検査の導入（6月2日）
- ・抗原検出用キットの薬事承認（保険適用）（5月13日）
- ・無症状者の唾液を用いたPCR検査等の活用を可能に（7月17日）

⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援

⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認（5月7日）

⑫新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂（5月8日）

⑬業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの公表（5月14日）

⑭退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し（5月29日）

⑮抗体保有調査の実施（6月1日～7日）

無作為抽出の一般住民 7,950名（東京都1,971名・大阪府2,970名・宮城県3,009名）

【調査結果】抗体保有率 東京都：0.10%、大阪府：0.17%、宮城県：0.03%

⑯「接触確認アプリ COCOA」のリリース（6月19日）

⑰「デキサメタゾン」を治療薬として、厚労省の診療の手引きに追加掲載（7月17日）

⑱今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安を通知（8月7日）

○各都道府県で今後想定される感染状況とステージ移行を検知する指標

【ステージ1】 感染散発的発生	【ステージ2】 感染漸増	【ステージ3】 感染急増	【ステージ4】 爆発的感染拡大
①病床のひっ迫具合 病床全体 重傷者用病床		最大確保病床の 占有率1/5以上 現時点の確保病床数の 占有率1/4以上	最大確保病床の 占有率1/2以上
②療養者数		人口10万人当たり 全療養者数15人以上	人口10万人当たり 全療養者数25人以上
③PCR陽性率		10%	10%
④新規報告数		人口10万人当たり 15人以上(1週間)	人口10万人当たり 25人以上(1週間)
⑤直近一週間と先週一週間の比較		直近一週間が多い	直近一週間が多い
⑥感染経路不明割合		50%	50%

※この指標は目安であり、これらの指標を持って機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断して、感染の状況に応じて積極的にかつ機動的に対策を講じる。

⑲接触確認アプリ（COCOA）で接触通知を受けた人は行政検査対象（8月21日）

⑳文部科学大臣から「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止に向けたメッセージ」を発出（8月25日）

- ②①マスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除（8月29日）
- ②②政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定（8月28日）
 - ・感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し
 - ・検査体制の抜本的な拡充
 - ・医療提供体制の確保
 - ・治療薬、ワクチン
 - ・保健所体制の整備
 - ・感染症危機管理体制の整備
 - ・国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充
- ②③新型コロナウイルス感染症に関する外国語対応ホームページの開設（9月1日）
 - 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、やさしい日本語
- ②④各都道府県に「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を通知（9月4日）
- ②⑤各都道府県に「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」を通知（9月11日）
- ②⑥イベント開催制限の一部緩和及び期間の延長（11月末まで）（9月11日）
- ②⑦Go To トラベル事業について、対象外としていた「東京都が目的地の旅行、東京都に居住する者の旅行」を10月から支援対象とする。（9月11日）

（4）緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

- ①緊急対応策【第1弾】（2月13日） 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応
 - 帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等
- ②緊急対応策【第2弾】（3月10日） 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円
 - 感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等
- ③緊急経済対策（4月7日） 財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度
 （4月20日変更） 財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度
 - 第1次補正予算（4月30日成立） 補正額約25.7兆円
 - 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後の備え
 - ④第2次補正予算（6月12日成立） 補正額約31.9兆円
 - 雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化、その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他）、新型コロナウイルス感染症対策予備費
 - ⑤新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（閣議決定）

月 日	内 容	支出額
8月 7日	持続化給付金、緊急小口資金、検疫体制の強化	1兆1,257億円
9月 8日	ワクチンの確保	6,714億円
9月15日	病床・宿泊施設の確保、医療機関支援、緊急小口資金	1兆6,386億円

6. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置 (1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置 (3月26日)
 県対策本部会議：計14回開催 (9月23日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備

- ①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置
 (一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化) (6月1日～)
- ②島根県病床確保計画の策定 (7月9日公表)
 - ・入院病床：200床＋予備53床 (指定医療機関及び入院協力病院：22機関)
 - ・宿泊療養：98室 (玉造国際ホテル45室、県立少年自然の家20室、
 県立青少年の家サンレイク33室)
- ③令和2年度における建設工事等入札参加資格者名簿の作成延期 (7月6日)
- ④全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合の事前相談対応 (7月10日)
- ⑤「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」の改訂 (8月18日)
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた山陰両県共同宣言 (8月19日)
 - ・積極的疫学調査の連携
 - ・PCR検査の協力
 - ・クラスターが複数発生した場合等における、保健師等の派遣、病床の融通
- ⑦インターネット上への写真の無断掲載や誹謗中傷の書き込みについて、法務局に行政通報 (8月21日)
- ⑧イベント開催制限の一部緩和及び期間の延長 (11月末まで) (9月17日)
- ⑨PCR検査、抗原検査体制
 - ・PCR検査実施可能件数を強化 検査能力：192件/日 (8月以降)
 - ・抗原検査による検査 検査能力：300件/日 (8月下旬以降)
 - ・県内検査件数：5,334件 (9月24日公表時点)
 うち出雲圏域：1,342件

※内訳：(直近1週間) (単位：件)

月日	県内検査件数		うち出雲圏域検査件数	
		うち陽性		うち陽性
～9月16日	5,270	137	1,335	9
9月17日	11	0	0	0
9月18日	17	0	3	0
9月19日	4	0	1	0
9月20日	7	0	1	0
9月21日	4	0	1	0
9月22日	7	0	1	0
9月23日	14	1	0	0
計	5,334	138	1,342	9

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算(千円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資資金は3月専決に先立って制度創設	214,270
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774,066
	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724,345
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391,101
	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214,448
	9月補正 (案)	I. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県内経済を守る施策 (2)県民による県内消費を喚起する施策 (3)県内経済を回復させる施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 (1)県行政の体制強化等 (2)県立施設の感染症対策	10,833,364

(4) 県民への要請

○県民に対し、以下を要請（令和2年9月17日）

イベントの開催制限等に関する県の対応

令和2年8月28日の島根県対策本部決定において、9月30日までとしていた現在のイベント開催の目安である、「収容率50%以内（屋内）または人数上限5,000人のいずれか小さい人数」について、令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」（以下、事務連絡という）を踏まえ、9月19日以降、事務連絡で示された開催制限に基づき対応する。

具体的には、感染防止対策を徹底した上で、

- ① 収容率要件について、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート、各種講演会、各種展示会等）は、収容定員の100%以内に緩和し、その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）は引き続き50%以内とする
- ②人数上限については、5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方とすることとし、①及び②による人数のいずれか小さい方を限度とすることを目安として判断すること